平成２４年（フ）第１６号
青森県三沢市中央町２丁目７番22号　コーポジョディＢ号
債務者　外ノ沢　桂
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２２号
福島県会津若松市北青木６番32号、前住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪72番地の１　県営住宅16棟15号
債務者　太田　明子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４号
群馬県沼田市栄町26番地２　ちろりんはうす１－Ｂ
債務者　青柳　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
さいたま市緑区道祖土３丁目２番22号　浦和昭和ビル405、旧住所さいたま市緑区道祖土４丁目29番６号
債務者　早坂　祐二
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
さいたま市緑区道祖土３丁目２番22号　浦和昭和ビル405、旧住所さいたま市緑区道祖土４丁目29番６号
債務者　早坂　昌美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
埼玉県幸手市大字幸手5363番地１　レオパレス幸手ＥａｓｔⅠ107
債務者　安原　健二
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
さいたま市西区大字内野本郷534番地　ハイツ日興302、旧住所埼玉県春日部市南３丁目７番11号　コーポ森Ⅱ205
債務者　吉澤賢一郎
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜855番地１　ニューシティ土橋103
債務者　大木　　勝
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４４号
埼玉県草加市旭町１丁目４番21号　渡辺マンション１―307号
債務者　菊地　亜季（旧姓小山田）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
埼玉県越谷市花田７丁目10番地13　ウェルコート花田101、旧住所埼玉県越谷市大字袋山2011番地１　金子コーポ102林方
債務者　古川　竜也
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹296番地18
債務者　新井　江美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６７号
埼玉県深谷市稲荷町１丁目17番31号
債務者　髙屋　文子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４５号
相模原市緑区大島1698番地27
債務者　竹原　正広
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１号
静岡県裾野市岩波106番地の４
債務者　二村　義浩
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
静岡県裾野市岩波106番地の４
債務者　二村千枝子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６６号
静岡県沼津市下香貫牛臥3030番地の１　下香貫パークハウス103
債務者　秋山　咲子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０５号
名古屋市名東区平和が丘４丁目267－１　青葉マンション503号、住民票上の住所愛知県長久手市山越505番地
債務者　片桐喜久代
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部